

コミュニティ・スクールの魅力

子ども にとって

- 学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域社会の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯、防災活動の充実によって、安全安心な生活が実現します。

教職員 にとって

- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 多くの方々の協力により、子どもと向き合う時間が生まれます。
- 地域住民等の方々の理解と協力を得た学校運営が実現します。

保護者 にとって

- 保護者同士や地域住民等の方々と人間関係が構築できます。
- 地域の中で子どもが育てられているという安心感につながります。
- 学校や地域への理解が深まり家庭教育との相乗効果が生み出されます。

地域 にとって

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校を核とした地域ネットワークの形成につながります。
- 地域の防犯、防災体制等の構築につながります。
- 地域の課題解決につながります。

先行研究校（東小）での学校運営協議会の様子

協議テーマ：東小のこどもの豊かな成長のために必要な教育活動



「卒業生1日先生の日」のように、授業でも大人と子どもが関わる場を設けるのはどうか。子どもと夢を語り合える場があったら、こどもの成長につながると思う。適した人がいないか探してみます。

「交通安全リーダーと語る会」のように、子どもと地区の大人が、顔を合わせて意見交換をするのは大切な。例えば、区長と語る会を企画してみたらどうだろうか。地区の区長たちに声を掛けて、みんなで協力するよ。



東小学校運営協議会では、委員一人一人が当事者意識をもち、学校運営や教育活動を支援するために、様々なアイデアや建設的な意見が出されています。

問い合わせ先 富士宮市教育委員会教育部学校教育課

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地

TEL: 0544-22-1185 FAX: 0544-22-1242

<http://www.city.fujinomiya.lg.jp>



「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」を育てる 富士宮市のコミュニティ・スクール

富士宮市では、これまでも地域社会で学校を支える機運が高く、平成20年度に学校支援地域本部事業が導入されたことにより一層、学校・保護者・地域住民等の方々との連携・協働による学校を支援する活動が広がり、未来を担う「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」たちの育成が進められてきました。

このような中、近年の急激な社会の変化に伴い、学校では、多様な生徒指導上の問題行動の発生、不登校や特別な配慮を要する児童生徒の増加等により、きめ細かで丁寧な対応が求められています。未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、学校と地域がパートナーとなって実現する「社会総掛かりの教育」が不可欠です。

「富士宮市コミュニティ・スクールのあり方検討委員会」では、こうした社会的背景を鑑み「社会総掛かりでの教育」を実現するために、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を視点に議論を重ね、学校と地域の実情に応じた富士宮市ならではのコミュニティ・スクールのあり方について提言をまとめました。

このリーフレットは、その提言を学校、保護者、地域住民等の方々と共有することを目的に作成しています。



富士宮市コミュニティ・スクールのあり方検討委員会

富士宮市が目指す「持続可能なコミュニティ・スクール」の実現に向けて

令和6年5月7日版

グランドデザインとは？

育みたい児童生徒像に基づいて各校の校長が「学校の目指す方向性や果たすべき役割を描いた経営構想図」です。校長が毎年作成したものは、各小中学校のホームページで見ることができます。

コミュニティ・スクールとは？

地域とともにある学校づくりを目指し、学校運営協議会を置く学校のことです。

学校運営協議会とは？

学校運営協議会は、学校運営協議会委員が一定の権限と責任をもって、学校運営とのために必要な支援について協議する合議制の機関です。

学校、保護者、地域住民等が、未来を担うこともたちのために連携・協働し、学校と地域の特色を生かした学校づくりや学校や地域の課題解決に向けた取組を一層推進していくための体制を構築することにつながります。

学校運営協議会の3つの役割

- 1 校長が作成する学校運営の基本方針を承認します。
- 2 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができます。
- 3 職員の採用及びその他の任用に関して、※教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができます。

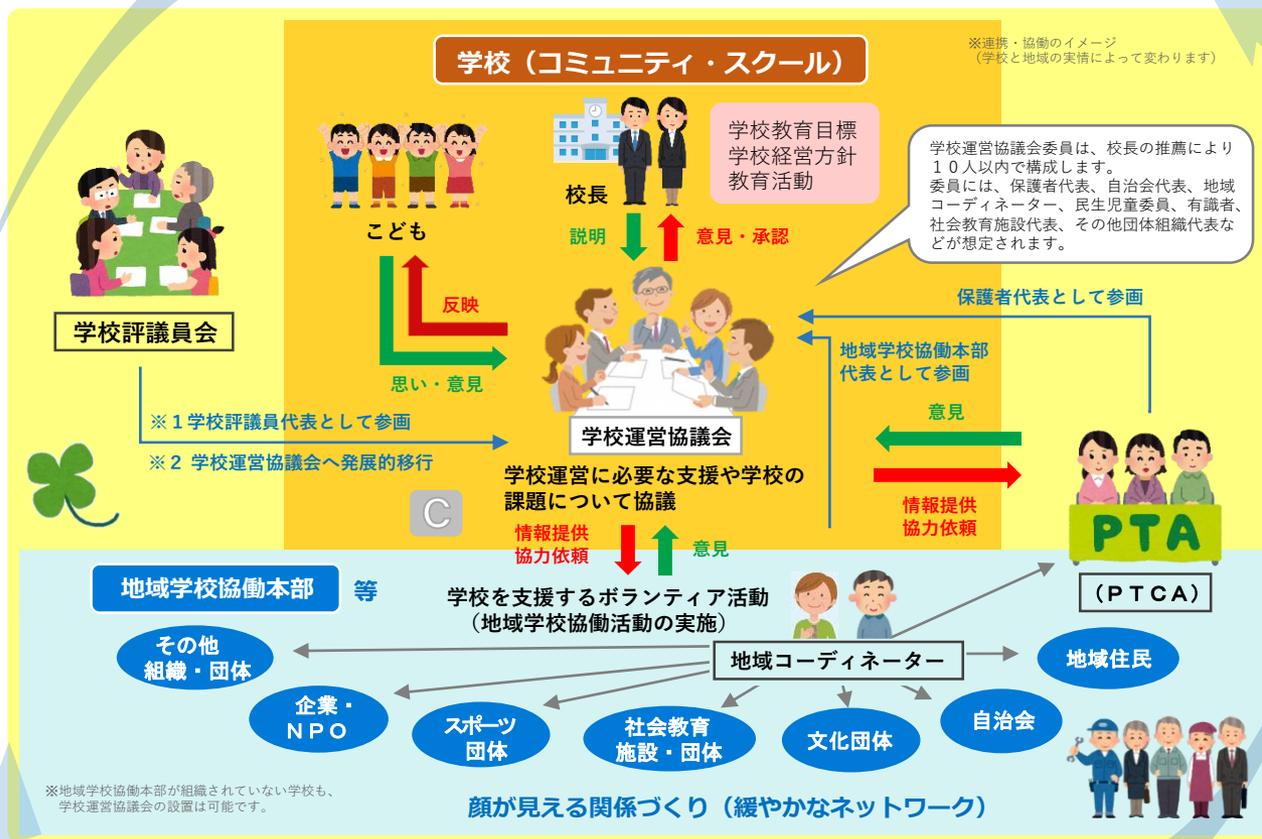
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

※富士宮市では「富士宮市公立学校運営協議会規則」の中で定めています。(令和6年4月1日施行)

※図の「PDCA」は、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の意味です。学校運営の改善に反映させていく継続的な取組を表しています。

【提言1】 社会総掛かりで、こどもを育む体制づくり

手立て① 学校教育目標・学校経営方針(グランドデザイン)、地域の教育課題の共有化の促進



※地域学校協働本部が組織されていない学校も、学校運営協議会の設置は可能です。

【提言2】

地域とともに、魅力ある学校をつくる

手立て① 学校と特色ある教育資源 (PTA、PTCA、地域学校協働本部、自治会、企業、行政など) との積極的な連携・協働の創出

手立て② 幼保こども園と小中学校の連携・接続によるこどもに育みたい資質・能力の共有と切れ目のない支援の実現

【提言3】

学校を核とした、魅力ある地域をつくる

「一人一人はかけがえのない存在である」という考え

手立て① 不登校、引きこもり、いじめ、ヤングケアラー、虐待等の今日的な課題解決への協力

手立て② 地域の防犯、防災への協働による安全安心な地域づくり

◎富士宮市では、令和7年度に市内の公立小中学校に学校運営協議会を設置することを目指して準備を進めています。

地域学校協働本部とは？

地域コーディネーターと幅広い地域住民や団体等が緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことです。
富士宮市では、13小学校、5中学校に地域学校協働本部を整備しています。(令和5年度末時点)

地域学校協働活動とは？

各学校の地域学校協働本部では、主に学校を支援する活動に取り組んでいます。具体的には、登下校や休み時間の見守り、環境整備活動(図書館整備、草取り、樹木の剪定等)、授業補助、読み聞かせ、行事支援、体験活動等の引率補助などが行われています。

(社会教育法第5条第2項、第6条第2項)

地域学校協働本部の3つの要素

- 1 地域コーディネーターが学校と地域住民や団体等のつなぎ役となって地域学校協働をコーディネートをしています。
- 2 多くの地域住民や団体等が参画し、多様な地域学校協働活動を実施しています。
- 3 継続的、安定的に地域学校協働活動を実施しています。